平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監査実施日	平成31年1月25日		
実地・書面の別	実地		
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

(総評)

・前回指摘事項については、前向きに改善に取り組み、概ね改善が図られていた。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告		
1	理事について、理事会を2回続けて欠	現在も十分な期間をもって調整を行		
	席している者が見られた。	っているところではあるが、今後もでき		
	ついては、事務局は出席が可能なよう	る限り日程の調整を行い、出席率の向上		
	に日程調整を行うとともに、調整を経て	に努める。		
	もなお欠席が続く場合は、理事の改選に			
	ついて検討すること。			
	(審査基準第3の1(3))			
2	会長は、毎会計年度に4箇月を超える	今後定款に基づき、適正な執行状況の		
	間隔で2回以上、自己の職務の執行の状	報告を行う。		
	況を理事会に報告しなければならない			
	にもかかわらず、法人全体の事業報告を			
	行っていたのみであった。			
	ついては、定款第 21 条第 5 項の規定			
	に基づき、会長は、毎会計年度に4箇月			
	を超える間隔で2回以上、自己の職務の			
	執行の状況を理事会に報告すること。			
	なお、この報告については、法第 45			
	条の14第9項により準用される一般法			
	人法第 98 条に規定する理事会への報告			
	の省略は適用されないので、必ず実際に			
	開催して報告すること。			
	(法第45条の16第3項、定款第21条			
	第5項)			
3	寄附金品の受入について、次のような	今後経理規程に基づき、寄附者が記入		
	状況が見受けられた。	した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄		
	① 寄附申込書に寄附目的の記載がな	附金額及び寄附の目的を明らかにして、		
	かった。	会長又は会長から権限移譲を受けた者		
	② 玄米 30kg について、寄附申込書を	の承認を受けるとともに、適正な会計処		
	受領しないまま、寄附物品として	理を行う。		
	受け入れていた。			
	ついては、寄附金品を受け入れた場合			
	には、経理規程第26条の規定により、			
	出納責任者は寄附者が記入した寄附申			
	込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び			

寄附の目的を明らかにして、会長又は会 長から権限移譲を受けた者の承認を受 けること。

また、寄附物品は、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上すべきところ、平成29年度の寄附金において、現物による寄附(玄米30kg)につき適切な計上がされていなかった。

ついては、寄附物品を受け入れた場合 も、寄附金の場合と同様に、会長の承認 を受けた上で、適切な処理を行うこと。 なお、本件については、前回も同様の 指摘をしており、必ず改善すること。

(留意事項9(2)、経理規程第26条)